

特別支援教育に関する科目（特別支援学校教諭免許状を取得する者のみ。）

特別支援学校教諭免許状を取得しようとする者は、基礎資格（小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること）とともに、人間学群障害科学類開設の「特別支援教育に関する科目」を修得しなければなりません。

特別支援学校教諭免許状には、5つの特別支援教育領域（視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）が担任可能領域として設定されており、本学では、免許法の規定に従い26単位以上の単位を修得することで2つ以上の教育領域の免許状が取得できます。38単位以上の修得で5つの特別支援教育領域の免許状が取得できます。それぞれの教育領域の履修科目とその履修方法は、下記「特別支援教育に関する科目に対応する開設授業科目一覧」を参照してください。

特別支援教育に関する科目に対応する開設授業科目一覧

免許状の種類	免許法に規定する科目				本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備考	
	特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目	担任可能領域	最低修得単位数			
特別支援学校教諭	(第1欄) 特別支援教育の基礎理論に関する科目		全領域	2以上			(障害科学類開設) ○障害者教育基礎理論Ⅰ ○障害者教育基礎理論Ⅱ 障害原理論Ⅱ 障害児教育方法学 自立活動論
	(第2欄) 特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者	1以上	8以上 16以上	(障害科学類開設) ○視覚障害生理病理特講 ○視覚障害と心理	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2以上		(障害科学類開設) ○視覚障害教育概論 視覚障害自立活動 視覚障害指導法	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目・教育課程及び指導法に関する科目				(障害科学類開設) 視覚障害アセスメント 視覚障害の理解と支援 点字の実際	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者	1以上		(障害科学類開設) ○聴覚障害生理病理特講 ○聴覚障害と心理	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2以上		(障害科学類開設) ○聴覚障害児の教育と指導法 聴覚障害児の言語指導 聴覚障害自立活動特講	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目・教育課程及び指導法に関する科目				聴覚障害とリテラシー 聴覚障害とコミュニケーション 聴覚補償論 手話と聴覚障害者	

	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	知的障害者	1以上	4以上	(障害科学類開設) ○知的・発達障害生理病理特講 ○知的・発達障害と心理	
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2以上		(障害科学類開設) ○知的障害学校教育論（指導法） 知的障害自立活動指導論 知的障害者の生活と教育・福祉	
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	肢体不自由者	1以上	4以上	(障害科学類開設) ○肢体不自由者の生理病理 ○運動障害と心理	
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2以上		(障害科学類開設) ○運動障害の指導法 運動障害教育の自立活動指導法 運動障害教育学	
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	病弱者	1以上	4以上	(障害科学類開設) 病弱者の生理病理 健康障害と心理	
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2以上		(障害科学類開設) 健康障害の指導法 健康障害教育の自立活動指導法	
(第3欄) 免許状に定められることになる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	全領域	5以上		(障害科学類開設) 言語障害と心理	
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				(障害科学類開設) 発達障害学校教育論（指導法）	
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理・教育課程及び指導法に関する科目				(障害科学類開設) ※障害児教育総論 ○発達障害の理解と支援 ○重複障害の理解と支援 言語障害の理解と支援 応用行動分析学の基礎 応用行動分析学の展開 自閉症スペクトラム障害臨床実習	
(第4欄) 心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習		全領域	3以上		(障害科学類開設) 特別支援教育実習	
合計 (特別支援学校1種2領域以上(全領域))			26以上 (38以上)			

## 履修上の注意

1. 本学における開設授業科目の○の付してあるものは、特別支援学校免許取得の際の、それぞれの欄（第2欄にあつてはそれぞれの教育領域）の本学必修科目を表す。

### 2.（第2欄）特別支援教育領域に関する科目の履修方法

第2欄は、最低16単位以上の修得が必要であり、最低修得単位数以上を修得した教育領域（2教育領域以上）が取得できる免許状の領域となる。

履修例：「視覚障害者（8単位以上）」「聴覚障害者（8単位以上）」の2教育領域で16単位以上を修得する方法、「視覚障害者（8単位以上）」「知的障害者（4単位以上）」「肢体不自由者（4単位以上）」の3教育領域で16単位以上を修得する方法、「視覚障害者（8単位以上）」「聴覚障害者（8単位以上）」「病弱者（4単位以上）」の3教育領域で20単位以上を修得する方法などがある。（教育領域の組み合わせは自由）

なお、2教育領域以上について当該教育領域の最低修得単位数を修得し、第2欄全体で16単位以上を修得した場合においても、最低修得単位数以上を修得した教育領域が取得できる免許状の領域となる。

履修例：「聴覚障害者（4単位）」「知的障害者（4単位）」「肢体不自由者（4単位）」「病弱者（4単位）」で16単位を修得した場合、取得できる免許状の領域は「知的障害者」、「肢体不自由者」、「病弱者」の3領域。

### 3.（第3欄）免許状に定められることになる特別支援教育領域以外の領域に関する科目の履修方法

5教育領域のすべてを取得せず、2～4教育領域の免許取得とする場合は、「※障害児教育総論」の単位を修得すること。

5教育領域のすべてを取得する場合は※印の科目は必要5単位の単位数には含めることができない。

### 4.（第4欄）特別支援教育実習は、下記に示す最低要件を満たしたうえで履修するものとする。

- ① 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」2単位を修得済み（履修申請時は実習開始までに修得見込でも可）であること。
- ② 特別支援教育の教育領域のうち、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害の4領域のうち、少なくとも、いずれか1つの領域について、「生理・心理に関する科目」2単位、ならびに「教育課程・指導法に関する科目」2単位を修得済み（履修申請時は実習開始までに修得見込でも可）であること。なお、「心理、生理及び病理・教育課程及び指導法に関する科目」は、これら2単位には含めない。
- ③ 前項②で修得済みの教育領域の教育を主とする特別支援学校で教育実習を実施すること。

小学校教諭一種免許状（人間学群教育学類）

小学校教諭一種免許状の取得に必要な本学で定める授業科目及び単位数は下表のとおりです。なお、これらの科目に加え、教育学類が1年次の学生を対象に行うガイダンスを必ず受ける必要があります。ガイダンスの時期、方法などについては、教育学類が別途掲示します。

	免許法に規定する科目			本学における開設授業科目		
	区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目名	開設単位数 (必修単位数)	標準修年次
必修科目	教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項	30	別表「教科及び教科の指導法に関する科目」を参照	10	
		・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)			20	
	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育基礎論	2	1年次
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職論	2	1年次
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		学校の経営・制度・社会	2	1年次
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	1	1年次
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		初等特別支援教育	1	3年次
		・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2	2年次
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	10	初等道徳教育論	2	2年次
		・総合的な学習の時間の指導法		初等総合的な学習の時間の指導法	1	3年次
		・特別活動の指導法		初等特別活動論	1	3年次
		・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		学習指導論	2	2年次
		・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	3年次
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談論		2	3年次	
教育実践に関する科目	・教育実習	7	教育実習(小)	5	3年次	
	・教職実践演習		教職実践演習(小)	2	4年次	
	大学が独自に設定する科目	2	別表「大学が独自に設定する科目」を参照	2		
	合計	59		59		

教科及び教科の指導法に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	最低修得 単 位 数	本学における開設授業科目 (開設学群学類)	開 設 単 位 数 (必修単位数)
・教科に関する専門的事項	30	初等国語 (人間学群教育学類開設)	1
		初等社会 ( 同 )	1
		初等算数 ( 同 )	1
		初等理科 ( 同 )	1
		初等生活 ( 同 )	1
		初等音楽 ( 同 )	1
		初等図画工作 ( 同 )	1
		初等家庭 ( 同 )	1
		初等体育 ( 同 )	1
		初等外国語 ( 同 )	1
・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	30	初等教科教育法 (国語)	2
		初等教科教育法 (社会)	2
		初等教科教育法 (算数)	2
		初等教科教育法 (理科)	2
		初等教科教育法 (生活)	2
		初等教科教育法 (音楽)	2
		初等教科教育法 (図画工作)	2
		初等教科教育法 (家庭)	2
		初等教科教育法 (体育)	2
		初等教科教育法 (外国語)	2
合計			30

大学が独自に設定する科目

免許法に規定する科目	最低修得 単 位 数	本学における開設授業科目 (開設学群学類)	開 設 単 位 数
大学が独自に設定する科目	2	児童文学論 (人間学群教育学類開設)	2
		数学教育論 ( 同 )	2
		科学教育論 ( 同 )	2
		教育臨床学 ( 同 )	2
		カリキュラム開発演習 ( 同 )	2
		環境教育論 ( 同 )	2

## 履修方法

1. 「教育実践に関する科目」の「教育実習」は、下記に示す要件を満たした上で履修するものとする。
  - ① 卒業後に教職に就くことを強く希望していること。
  - ② 前年度（2月）に「小学校教育実習希望書」、教育実習参加年度（4月）に「小学校教育実習申込書」を提出していること。
  - ③ 原則として、教育実習参加年度までに本学学群の3年次以上であること。
  - ④ 原則として、教育実習開始時までに、「初等特別支援教育」「初等総合的な学習の時間の指導法」「初等特別活動論」「生徒・進路指導論」「教育相談論」を除く、他の「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のすべてを修得済み又は履修中であること。
  - ⑤ 「教科及び教科の指導法に関する専門的事項」「大学が独自に設定する科目」「その他の科目」の単位を十分に修得していること。

## その他の科目（小学校教諭一種）

免許状の教科に関係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する「その他の科目」を修得しなければなりません。これについて、本学で開設する授業科目及び単位数については下表のとおりです。

### 「その他の科目」及び最低修得単位数

免許法等に規定する科目		本学における開設授業科目等		
その他の科目	単位数	開設区分等	開設授業科目等	単位数
日本国憲法	2	全学群対象	日本国憲法	2
体育	2	基礎科目（体育）	体 育	2
外国語コミュニケーション	2	基礎科目（外国語）	外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・朝鮮語・アラビア語）	2
情報機器の操作	2	基礎科目（情報）	情報リテラシー（講義・実習）	2
計	8			8

(6) 教育実習（養護実習含む）（小学校については別途指示をします。）

① 教育実習の意義

教育実習は教職志望者に対して学校教育の実際をあらかじめ体験研究させる唯一の機会といえます。

他の多くの職業とは異なり、教師の場合は、採用後直ちに教壇に立ち、その時から生徒に対してはもちろん、学校・社会に対しても、教師としての責任を負わなければなりません。従って、教職を目指す者にとって、教育実習は、欠くことのできない重要なものです。

また、教育実習を通して、教育者となるための能力や適性を、自ら問い直してみる機会ともいえます。

例えば実習で広領域教科（理科）を担当した場合に「理科」の物理だけではなく、主専攻以外の学識も必要となり、教育技術の必要性も痛感され、教育者としての愛情や見識の重要性を認識することにもなります。

② 教育実習の参加にあたって

一般的に教育実習に多くの学生が参加する割には、実際に教職に就く者は多くありません。

もちろん教員採用試験に合格できなかったということもありますが、かつてはそれでも、免許状取得者は教師予備軍的な存在意義を持っていました。しかし、今日ではその意義は全くと違っていいほど期待されず、かえって免許状の社会的・専門的価値を低下させ、ひいては、実習協力校に対して後継者育成の意欲を失わせ、年々教育実習生の受入れを消極的にさせている現状であるといえます。

以上のことから、本学では教育実習の意義を十分に認識させ、「教職に就くことを強く志望する者」にのみ実習参加の機会を与えています。教育実習参加にあたっては、このことをよく理解した上で参加申込みを行うようにしてください。

③ 教育実習の参加資格

本学の教育実習に参加できる者は、課程認定を受けている教育組織に所属する者であり、かつ、次の1～5のすべての要件を満たした者に限ります。

- (1) 卒業後に教職に就くことを強く志望する者
- (2) 前年度（3年次の10月）に「教育実習参加申込書」と「麻疹に関する証明書」を提出した者
- (3) 原則として、教育実習の参加年度に本学学群の4年次生として在籍している者
- (4) 原則として、『教育の基礎的理解に関する科目』『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』および『各教科の指導法』のすべてを前年度（3年次）までに修得済みの者
- (5) 『教科に関する専門的事項』の単位を十分修得している者

※教育実習の参加条件については校種ごとにそれぞれ、原則として次のような基準で確認します。

◎一般教科（中学校・中高一貫校\*）での教育実習の場合

- 1) 2年次の秋学期までに、「現代教育と教育理念」、「教育史概論」、「教職論Ⅰ・Ⅱ」、「教育社会学概論・教育の法と制度・学校経営概説（3科目の中からいずれか2科目）」、「こころの発達」、「学習の心理」、「道徳教育Ⅰ・Ⅱ」、「総合的な学習の時間の指導法Ⅰ・Ⅱ」、「特別活動の理論と実践」のすべての科目を履修し、その単位を修得していること。また、これは出身校での実習（⑦特例措置）の条件の一つとなる。
- 2) 3年次の10月に行われる教育実習予備選考会参加時に「教育実習参加申込書」と「麻疹に関する証明書」を提出し、かつ、3年次終了までに『教育の基礎的理解に関する科目』『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』および『各教科の指導法』を全て修得していることが、教育実習参加の最終的な条件となる。

\*中高一貫校での実習の場合、実習教科に関わらず中学校と同等の要件とする。

◎一般教科（高等学校）での教育実習の場合

- 1) 2年次の秋学期までに、「現代教育と教育理念」、「教育史概論」、「教職論Ⅰ・Ⅱ」、「教育社会学概論・教育の法と制度・学校経営概説（3科目の中からいずれか2科目）」、「こころの発達」、「学習の心理」、「総合的な学習の時間の指導法Ⅰ・Ⅱ」、「特別活動の理論と実践」のすべての科目を履修し、その単位を修得していること。また、これは出身校での実習（⑦特例措置）の条件の一つとなる。
- 2) 3年次の10月に行われる教育実習予備選考会参加時に「教育実習参加申込書」と「麻疹に関する証明書」を提出し、かつ、3年次終了までに『教育の基礎的理解に関する科目』『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』および『各教科の指導法』を全て修得していることが、教育実習参加の最終的な条件となる。

◎養護教諭の教育実習（養護実習）の場合

- 1) 2年次の秋学期までに、「現代教育と教育理念」、「教育史概論」、「教職論Ⅰ・Ⅱ」、「教育社会学概論・教育の法と制度・学校経営概説（3科目の中からいずれか2科目）」、「教育心理学」、「道徳教育Ⅰ・Ⅱ」、「総合的な学習の時間の指導法Ⅰ・Ⅱ」、「特別活動の理論と実践」のすべての科目を履修し、その単位を修得していること。また、これは出身校での実習（⑦特例措置）の条件の一つとなる。
- 2) 3年次の10月に行われる教育実習予備選考会参加時に「教育実習参加申込書」と「麻疹に関する証明書」を提出し、かつ、3年次終了までに『教育の基礎的理解に関する科目』『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』を全て修得していることが、教育実習参加の最終的な条件となる。

④ 教育実習の参加申込み（参考：令和元年度の場合）

教育実習に参加しようとする前年度（3年次）の10月に所定の手続きを行います。

参加を希望する者は、クラス担任教員又は指導教員に教職志望の意志確認について面接を受けた上で、「教育実習参加申込書」を提出してください。「教育実習参加申込書」の提出に関しての具体的な日程等は、WEB掲示により通知します。特に3・4年次生は伝達事項が多いので、掲示に注意してください。

（注）書道科での参加希望者については国語での実習参加となることがあります。

⑤ 教育実習の期間

実習期間は、3週間です。

教育実習は、第1期（5月～6月）又は第2期（9月）のいずれかに実施します。可能な限り第1期に実施することとしますが、第1期での実習校の受入れ数を超過した場合には、第2期（本学附属学校でのみ実施）で行います。

⑥ 教育実習校の決定

実習校の割当は、全学学群教職課程委員会において行います。割当に際しては、希望を考慮しますが、必ずしも希望どおりにはならないことを承知しておいてください。

なお、参加申込みのための予備選考会を10月に行うので、必ず指定された日時に出席しなければなりません。実習校の決定は、例年2月上～中旬に掲示で発表し、あわせて教育実習関係資料を配付します。

⑦ 特例措置（母校実習）

本学の教育実習は、原則として本学附属学校又は本学が指定した近隣の実習協力校で実習を行うことになっています。ただし、特別な理由により、母校での実習が必要となる者については、所定の手続き及び選考を行い、承認された場合は、「特例」として母校での教育実習の参加が認められます。特例措置に関しての手続き等については、掲示で連絡します。



特例措置の条件については、③教育実習の参加資格の項目をよく確認して下さい。

なお、「特例措置」が認められなかった場合は、例年10月に実施する予備選考会に出席して実習校を選択することになります。

※附属学校や近隣の実習協力校が母校となる場合には、手続きが異なりますので、掲示や配布物等にて確認して下さい。

## ⑧ 教育実習の評価

教育実習の評価は、実習校から報告される「教育実習成績評価票」の評価と本学で行う事前指導・事後指導等の成績を総合的に判定して評価します。

## ⑨ 教育実習・教職実践演習関係のスケジュール（参考：令和元年度の場合）

学 年	時 期	項 目
3 年	6 月	特例措置参加申請書の提出（該当者のみ）
	7 月	教育実習参加申込書の配付
	10月上旬	特例措置許可者の決定
	10月中～下旬	教育実習参加申込書の提出及び予備選考会
	2 月	教育実習配当校の正式決定（教育実習関係資料の配付） 通学定期（教育実習用）申請締切（第1期実習者） 教育実習生調書・誓約書，身体に関する証明書用紙の提出 健康診断の受診（保健管理センター）
	3月下旬	教育実習事前指導（全員出席）
4 年	4 月～	実習校でのオリエンテーション
	5月上旬～	第1期教育実習・養護実習
	6月上旬	通学定期（教育実習用）申請締切（第2期実習者）
	月上旬～	第1期教育実習・養護実習生事後指導（本学）
	9月上旬～	第2期教育実習（本学附属学校のみ）
	下旬	教職実践演習（講義・演習）
	10月～12月	教職実践演習（実習校訪問）
	10月	第2期教育実習生事後指導（本学）
	12月上旬	教育実習の単位認定
	2月上旬	教職実践演習の単位認定

（注）3年の2月に配付する教育実習関係資料（教育実習の案内等）で詳細を確認すること。

## ⑩ その他の留意事項

教育実習は、受入れ側の実習校と教育委員会及び本学との綿密な計画・連絡のもとに実施されます。

実習校では教育実習のために学習カリキュラム等を変更し、貴重な時間を割いていただくことになります。安易な事由での参加取消は、実習校に対して多大な迷惑をかけるだけでなく、次年度以降の本学の教育実習計画に影響を及ぼすことを十分に認識しておいてください。

なお、実習終了後は、実習校の学校長をはじめ、指導教諭に早めに礼状を出し、教員として就職が決定した場合にはその旨を報告するようにしてください。

また、本学の指導教員等にも実習終了の報告をしなければなりません。

## (7) 教職実践演習（小学校については別途指示をします。）

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令により、平成22年度入学者（編入学者を除く）から教職に関する科目として「教職実践演習」が新設されました。

教職実践演習は、教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認する科目です。

具体的には、教員に求められる使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項、社会性や対人関係能力に関する事項、児童生徒理解や学級経営に関する事項、教科等の指導力に関する事項についての講義や演習、模擬授業、学校現場の見学・調査等を通じて、これまでに学んできた教員として最低限必要な知識や技能の確認と総復習を行う教職課程の総まとめ的な内容の科目です。

受講資格は教育実習に参加し、単位を修得できる者（修得見込みを含む）を対象とし、実施時期は4年次の9月（集中）を予定していますが、詳細については改めて連絡します。

## (8) 履修カルテ

教職実践演習の実施にあたっては、入学からの教職課程の履修履歴を把握するための「履修カルテ」の作成が義務付けられています。

これは、入学からの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うために必要なものであり、平成22年度入学者から教育職員免許状を取得しようとする者は、履修カルテの作成が必要となりますので、必ず作成してください。

履修カルテを作成しない者は、教職実践演習を受講することができません。

履修カルテは、教職課程履修登録票を提出した者に配付しますが、詳細については掲示で連絡します。

## (9) 教育職員免許状の授与申請

### ① 一括申請

免許状は、免許法に定める単位を修得し卒業要件を満たした者が、授与権者である都道府県の教育委員会に申請することによって授与されます。一括申請は、本学4年次の在學生に限り、3月卒業式当日に免許状を交付できるよう配慮した申請方法として、申請者に代わって本学が関係書類を一括して茨城県教育委員会に申請するものです。一括申請を希望する者は4年次の所定の期間（例年11月）に必要な書類を本学に提出しなければなりません。申請の時期、必要書類等の詳細については掲示により通知します。

（注）授与された免許状は大切に保管してください。紛失した場合でも再発行されません。

### ② 個人申請

一括申請せずに、卒業後に免許状の不足単位を科目等履修生などで修得した者については、個人で申請することになります。申請の方法、申請書類の様式等は、教育委員会によって異なりますので、事前に各都道府県教育委員会に問い合わせた上で申請してください。（申請後1～2か月後に交付）

- ・申請する教育委員会……申請者が居住（住民登録地）する都道府県教育委員会
- ・茨城県に申請する場合……茨城県教育庁特別支援教育課教員免許担当  
〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6  
Tel.029-301-5274

（注）一括申請をしなかった者が個人申請を行う場合は卒業後（4月中旬以降）に申請することになります。

個人申請に必要な書類のうち「学力に関する証明書」は、本人の申請により、本学（教育推進課証明書担当：本部棟2階）で発行します。（申請から発行までに約3週間かかります）

### ③ 免許状授与証明書の交付

免許状を紛失したり、教員採用手続き等により必要になった場合は、当該免許状の授与権者である各都道府県教育委員会に申し込んでください。（大学では発行できません）

茨城県の場合は、上記の茨城県教育庁が申込み窓口となっています。